

北と南の四王寺（四天王寺）

大宰府政庁の背後に聳える四王寺山。天智4（665）年、ここに大野城が築かれたことは周知の通りです。したがつて、今年、平成27（2015）年は、その築造から1350年の節目の年にあたることになります。

この大野城には奈良時代末の宝龜5（774）年、新羅の呪詛を攘うために四王寺（四王院）が設けられ、ここで四天王法が行われることとなりました。これが現在の四王寺山という名前の由来と考えられます。

この四天王法は、平安時代になると山陰道でも行われたことが確認できます。貞觀9（867）年、八幅の四天王像五鋪が、伯耆、出雲、石見、隱岐、長門等国に下付きされています。これらの諸国が「西極」に近く、堺を新羅に接するという理由で四天王法を修すると、そのやり方は基本的に大野城における四天王法と同様でした。

さらに、出羽国においてもこの四天王法が修されていました。ひとつには『延喜式』主税上に、出羽国の出舉雜稻として「四天王修法僧供養并法服料二千六百八十束」が計上されており、同国において四天王法が行われていたことが知られます。そしていまひとつ、山形県川西町道伝遺跡から出土し



た木簡があります。この道伝遺跡は、出羽国置賜郡衙（郡役所）跡と推定され、遺物は8世紀末から10世紀末とされる大溝遺構から出土したものです。ここから出土した木簡の中に、冒頭に「四天王□」、その下に「観世音經」（妙法蓮華經觀世音菩薩普門品）

「多心經」（般若波羅密多心經、いわゆる般若心經）など6種の経典が記されたものがあります。これらは一般に広く普及していたものであり、出羽国で行われた「四天王法」の際に誦経された経典を書き上げたものではないか、と推定されているのです。またこの木簡には2カ所に木くぎが残存しており、どこかに打ち付けられていました。また、平安時代初期には出羽国秋田城内に「四天王寺」「四王堂舎」が設けられていましたことも記録に残っています。

このように「四天王法」は、邊要國ないしはこれに近しい国々において、国家鎮護のために行われたものであつたことが推測できます。特に、大宰府の大野城と出羽国の秋田城という南北の軍事的拠点に「四王寺」（四天王寺）が置かれたことは注目すべきことであると思います。